

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個） 第 11 号）

第 1 審査会の結論

平成 25 年 7 月 18 日付け〇〇第〇〇号により自己情報部分開示決定された「平成〇年〇月〇日に〇〇警察署で受理した相談簿（受理番号〇〇号）」（以下「本件対象情報」という。）の利用停止請求につき、広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った利用停止をしない旨の決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 自己情報開示請求及び決定

審査請求人は、平成 25 年 7 月 5 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し本件対象情報の自己情報開示請求を行った。これに対し、実施機関は、平成 25 年 7 月 18 日、本件対象情報について条例第 11 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定により、自己情報部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。

2 自己情報利用停止の請求

審査請求人は、平成 25 年 7 月 26 日、条例第 30 条第 1 項の規定により、実施機関に対し本件対象情報の自己情報利用停止請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 31 条第 2 項の規定により、平成 25 年 8 月 30 日、本件対象情報の自己情報不利用停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人へ通知した。

4 審査請求

審査請求人は、平成 25 年 9 月 2 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象情報を利用停止（消去）すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が本件対象情報の利用停止を求める理由を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象情報は、条例第 5 条第 1 項の規定に反し、審査請求人に本件対象情報を

作成することを告げることなく収集したので、不法行為である。実施機関が発出した警察安全相談取扱要綱（平成22年3月26日付け広警相第80号外。以下「要綱」という。）には、本人に同意なく本件対象情報が作成できる規定はなく、違法な個人情報の取得である。

- (2) 審査請求人は、〇〇警部に対し、犯罪発生マップやメールの件は誤りであるので消去すること及び通報者・関係者の情報を提供することを要求したのであり、相談ではない。それにも関わらず本件対象情報を作成することは目的外であり、不法なものである。
- (3) 条例第5条第4項において、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならないにもかかわらず、〇〇警部は、同意なく秘密裏に個人情報の収集を行った。
- (4) 本件処分のお知らせ中「利用停止をしない理由」が不明瞭である。具体的には、条例第5条第3項の何号が適用されるのかが不明である。また、同項第1号が適用されるのであれば、何の法令に基づいて収集されたのかが不明である。理由が明示できないのであれば、本件処分を取消し、直ちに利用停止すべきである。
- (5) 審査請求人は、実施機関の職員から本件請求の際に、妨害を受けた。これについて、審査会に是正指導をお願いしたい。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の、理由説明書及び口頭による説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 相談簿について

県警察職員は、要綱に基づき、警察安全相談を受理した場合は、相談簿を作成し、完結に至るまでの措置状況及び指揮事項を記載することになっている。ここでいう警察安全相談とは、警察に対して指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

2 本件処分とした理由

(1) 本件対象情報の作成

審査請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇警察署（以下「警察署」という。）において、「警察や〇〇が運営しているホームページの防犯情報に不審者として自分のことが出ているので消去してほしい。」旨の申出をしたため、受理者は、警察に対して何らかの措置を求めた警察安全相談と判断し、本件対象情報を作成した。

(2) 個人情報収集の適法性

審査請求人は「私に本件対象情報を作成することを告げることなく個人情報を収集した。」として、本人の同意なく実施機関が個人情報を収集したとしているが、条例においては、個人情報を収集するときは事務の目的を明確にし、必要な範囲で、

適正かつ公平な手段により収集することとされている。

事務の目的を明確にすることに関して、警察安全相談事務は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定する警察の責務の遂行を目的としており、当該目的をもって事務の目的を明確にしたとすることができる。

また、必要な範囲内で、適正かつ公平な手段によることに関して、収集は本人からの申出に基づいて行っており、収集手段は法秩序に適合し、社会通念に照らして正当である。

審査請求人は、「本件対象情報の作成が目的外のもの」であるとしているが、警察安全相談の定義は上記 1 のとおりであり、審査請求人の「要求」は、この警察安全相談における「その他の措置を求めるもの」に該当するため本件対象情報を作成したものである。

なお、本件対象情報には、審査請求人以外の第三者である P T A 会長からも事情聴取をしたことが記載されているが、これは、不審者情報の真相解明のためであり、条例第 5 条第 3 項ただし書（本人収集の例外）第 6 号の「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき」に該当し、適法な個人情報の収集である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、警察や〇〇のホームページの防犯情報に審査請求人が不審者として掲載されていることについての相談簿であり、審査請求人が平成〇年〇月〇日に警察署に対して申し出た内容、警察署が関係者から事情聴取した内容、措置状況等が記載されている。

相談簿は、要綱に基づいて作成されるものである。すなわち、要綱第 2 の規定において、「この要綱における相談者から警察に寄せられる相談（以下「警察安全相談」という。）とは、警察に対して指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（略）を求めるものをいう。」と定義した上で、要綱第 4 の規定により「警察職員は、警察安全相談を受理した場合は、相談簿（略）を作成し、完結に至るまでの措置状況及び指揮事項を記載しなければならない。」とされている。

審査請求人が本件対象情報の収集が違法なものである旨主張して本件対象情報の消去を求めているのに対し、諮問実施機関は消去しないこととした本件処分を妥当としているので、以下、本件対象情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

条例第 29 条第 1 項は、「何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、同項第 1 号では、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第 5 条第 2 項若しく

は第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第6条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」には、「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を請求することができることを定めている。

3 利用停止の要否について

実施機関は、本件対象情報に記録された保有個人情報は条例第5条第1項及び第3項に適合する方法で収集したものであるとして、利用停止をしないことを決定し、審査請求人はその内容が不明瞭であるなどと主張しているので、本件対象情報の作成がこれらの条項に違反しているかどうか争点となる。

(1) 条例第5条第1項違反について

ア 審査請求人は、本件請求において、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」との条例第5条第1項の規定を引用した上で、「これに反し私に相談簿を作成することを告げることなく個人情報を収集したので不法行為である。」と主張する。

イ 仮に実施機関が条例第5条第1項の規定に違反して審査請求人の保有個人情報を収集しているのであれば、条例第29条第1項第1号に規定する「実施機関により適法に取得されたものでないとき」に該当すると解されるため、実施機関が条例第5条第1項の規定に違反して審査請求人の保有個人情報を収集したかどうか問題となる。

ウ 諮問実施機関は、「事務の目的を明確にすることに関して、警察安全相談事務は、警察法（略）第2条第1項に規定する警察の責務の遂行を目的としており、当該目的をもって事務の目的を明確にしたとすることができる。」と説明し、収集は本人からの申出に基づいて行っており、収集手段は法秩序に適合し、社会通念に照らして正当であると説明する。

エ 上記1のとおり、相談簿は要綱に基づいて作成されるものであるが、要綱を実施機関内部に周知するための「警察安全相談取扱要綱の制定について（通達）」（平成23年3月26日付け広警相第80号外。以下「通達」という。）についても、要綱とともに実施機関のホームページで公表されている。

通達によると、「相談への適切な対応が『国民のための警察』確立のために極めて重要であることを再確認するとともに、警察本部、警察署、交番等又は当直のいずれに持ち込まれた相談についても、組織的な管理を徹底するなどにより、その更なる充実強化を図る必要がある」ため要綱を制定したとされており、要綱では、「警察安全相談の第一次対応者による指導助言等によって、相談者が納得した旨申し述べた場合であっても、記録化した上で所要の手続をとること。」などと規定されている。

そうすると、本件対象情報は、警察安全相談業務を組織的に管理し、県民等からの相談に適切に対応するために作成されるものであることは明確であると認め

られる。

オ 次に、審査請求人は、ホームページに掲載された（自分が不審者とされた）犯罪発生マップ等は誤りであり、消去することや通報者や関係者の情報を提供するように要求したのであって、相談ではないので、本件対象情報を作成することは目的外であると主張する。

これに対し、諮問実施機関は、審査請求人の「要求」は要綱第2における警察安全相談の定義における「その他の措置を求めるもの」に該当するため本件対象情報を作成したと説明する。

本件対象情報には、審査請求人が「防犯情報を早く消してほしい。」と述べたことなどが記載されているが、「処理状況」欄には「助言・指導」とされ、「受理時の対応」欄には、関係者に相談するよう助言したことや警察が関係する部分については担当者による対応をとることとしたことが記載されている。

要綱第3の1では、「申出内容が警察安全相談に当たるかどうかは、相談者の言葉から形式的に判断することなく、相談者の立場、相談者が置かれている状況その他諸般の事情を総合的に考慮し、実質的に判断した上、対応すること。」とされており、本件対象情報の上記の記載内容からすると、対応者が総合的に考慮して、実施機関に対して何らかの措置を求めた「警察安全相談」であると判断し、相談簿を作成したことは、不合理ではない。

したがって、本件対象情報の作成が目的外での個人情報の収集であるとは認められない。

カ 審査請求人は、私に本件対象情報を作成することを告げることなく個人情報を収集したので不法行為である旨、要綱には本人に同意なく本件対象情報が作成できる規定はない旨などを主張しているが、要綱には相談簿作成に当たって本人の同意を得なければならない旨の規定はないし、条例においても、取得した個人情報を行政文書に記録することについて制限する規定はなく、本件対象情報の作成が不適法であったとは認められない。

キ また、審査請求人は条例第5条第4項の規定を引用し、特定の職員がこれに反して、同意なく秘密裏に情報収集を行ったと主張しているが、同項は本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集するときに、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならないことを定めたものであって、発言内容等を書面に記録する際に本人に事務の目的を明示することを義務付けたものではない。

ク したがって、本件対象情報は、事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集した情報を記載したものであり、かつ、不適法又は不公正な手段により収集されたという事情も認められないため、本件対象情報の作成が条例第5条第1項に違反するものとは認められない。

(2) 条例第5条第3項違反について

ア 諮問実施機関は、本件処分において、本件対象情報に記録された審査請求人の情報は、条例第5条第1項のほか、同条第3項に適合する方法で収集したとしており、これに対し、審査請求人は、「条例第5条第3項の何号が適用されるのかが不明である。また、同項第1号が適用されるならば、何の法令の規定に基づいて収集されたのかが不明である。」と主張している。

イ 条例第5条第3項は、実施機関が個人情報を収集するときは、同項ただし書各号に該当しないかぎり、本人から収集しなければならないと規定しており、同項ただし書には第1号から第7号までが列挙されている。

本件対象情報のうち、審査請求人の発言を記載した部分については、本人から収集したものであるから、同項の規定への抵触はそもそも問題とならない。

また、本件対象情報には審査請求人以外の関係者から事情聴取した内容が含まれているが、諮問実施機関は、この部分について「不審者情報の真相解明のためであり、条例第5条第3項ただし書第6号の『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき』に該当し、適法な個人情報の収集である。」と説明する。

審査請求人が実施機関に申し立てた内容は、ホームページの防犯情報に不審者として自分のことが出ているので消去してほしいということであったため、実施機関がそれに応じるか否かを判断するに当たっては、関係者から事情を聴取して事実を確認する必要があったと考えられる。

そうすると、実施機関が条例第5条第3項ただし書第6号に基づいて関係者から事情を聴取したことは不合理ではない。

ウ したがって、本件対象情報が同条第3項に違反して収集した個人情報を記録したものと認められない。

(3) 結論

以上により、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件対象情報の利用停止（消去）を行わなければならない理由はないため、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

4 その他

審査請求人は、本件請求の際に実施機関の職員とトラブルになった旨を意見書に記載し、当審査会に是正指導を求めている。

当審査会にはこうした苦情の事実関係を確認する権限がないため、審査請求人の要望に応えることはできないが、条例に基づく円滑な請求が行われることが望まれる。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 11. 7	・ 諮問を受けた。
25. 11. 11	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 12. 24	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 12. 26	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 1. 6	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 1. 8	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 6. 19 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 24 (平成 26 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 28 (平成 26 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士